

小松市監査公表第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき、定例監査を行ったので、同条第9項の規定により、その結果を別紙のとおり公表する。

平成28年11月7日

小松市監査委員 小栗 巖

小松市監査委員 灰田 昌典

定例監査結果報告書

- 1 監査対象部署 行政管理部 総務課, 防災安全センター, 税務課, 納税課
- 2 監査実施日 平成 28 年 10 月 13 日
- 3 監査の範囲 平成 27 年度の財務に関する事務及び事業の管理全般
- 4 監査の執行者 監査委員 小栗 巖
監査委員 灰田 昌典

5 監査の方法

あらかじめ必要と認めた事項を記した監査資料, 関係する管理資料, 申請書類及び執行手続書類並びに台帳等の提出を求め, 事務局職員により, その内容の照合, 検算, 通査等の予備監査を行った。

また, 監査当日は, 行政管理部長ほか関係職員の同席の下, 課長から監査資料に基づき事務事業の執行状況等を聴取するとともに, 質疑を交わした。

6 監査要点

対象部署の執行が関係法令に基づき適正かつ効率的, 合理的に行われているかを主眼として, 予算執行状況(経費の節減に関するもの・経理の適正化に関するもの), 財産の管理状況, 事務事業の管理状況, 安全対策及び過年度指摘事項等項目別に監査を実施した。

7 監査の結果

次に記載する「意見・要望及び指摘事項」以外の予算執行状況, 財産の管理状況, 事務事業の管理状況, 安全対策及び過年度指摘事項の項目については, おおむね良好に執行がなされているものと認められた。

また, 細部指摘事項及び事務処理上における注意事項については, 監査の過程において当事者に指示したので本書には省略した。

(1) 意見・要望及び指摘事項

◆意見・要望

<総務課>

市民の権利意識の向上に伴い, 市の説明責任が大きくなってきている。市職員には, 今後ますます法律的な視野や見地が求められ, その根本となる法律や制度を理解することが重要となる。総務課ではリーガルマインドを持った職員の育成のため, 今年度より中堅職員を中心に政策法務研究会を立ち上げた。市職員の法務能力の向上を図り, トラブルの解決や防止, 法的問題の発生リスクの低減に努められたい。